

東鑑末記

全



549

2549



門リ伊
番2543
卷

東鑑末記



小承相持吉時家、最明寺時頼也。弘長二年時頼
 逝去、其時家其跡を継ぎ龜山院乃山守、文永
 元年時家十歳、將軍字尊親王七執權とあり、時
 家は馬権頭とあり、文永二年四月、時家親王世を祀る
 と此處にあり、小承中勢太輔教時、寺松尾信正、良基と
 あり、その時家、其妻あり、その時家、はるひに
 あり、その親王を起へ、その時家を其基とあり、
 山へ入る、勅命ありて死す、とあり、
 文永二年七月廿日、時家の親王、其妻、惟康、時家三歳



日之 西夷大將軍之任一從口位之叙して同東北者
者とある是皆時多事其一族近村甚時おはるひ
也惟康北沙母八を求撥改置經古北娘也

同年蒙古國乃世祖皇帝より書簡を日中よりくる
其類ハ我口百餘列を以て天中此にたつ法固物ありて
五帝事つと云さうの法をいふるあり日中へ之通へし
し使老あ人の事多を指きて定る麗人きし高
麗人を奉月と云し日中へ渡るへし是を麗王是
を古くあ人此使老をいふ日中へ事陸地を以て道
よりゆりい蒙古其則大元此事也

文永四年 七月大元より使者をせしる麗王は取
ける付して大元此使者を日中へそけいさるやありし
き事也日中固此神を知らしとせよと云ふ麗王承り
てみちをいして難取あり大元此勅使にやとく西へ
へき道よりいふと云ふ是は後より別の使者を日中へき
六月此日通るし日中へ渡るす叶のりして帰る
七年作事ふ中此事を上とす

同年徐偃南浦宗朝より帰朝是太徳と同天燈國
師北師也

文永五年二月十六日小出好吉長村率 年又二月二十日三鷹

光上 二月五日時宗始て得宗此津後見とありて自故
を切たるとを辞すと三月八日輪二つ並出

九月十日政正乃執事等陸女有車切重任遣り任事
此流し一程代に改正を日家二階を八回身九月大元の使
先為人書簡を持て對馬を來る日中是を水門迄
送よりりて日中此塔二命活二命をとりて帰る

文永七年正月十日を神樂入洛

正月十日を神樂入洛

細尾 伊勢守に任して改正此執事とありて神樂入

今年大元より日中此塔二命活二命と云ふ書入洛

そのより日中をとりて返ると云ふ書此書内志大元此書
多と云々無原の宰相を遣るると云ふも日中よ

了返るなり 同年十二月大元より越後強と云

先を執使よりて日中つらふんそん書等取つて

時之勅使候了そ日中國王に對面と云何なり此推抄
御久きやと申しよりてそ礼儀の位定ると云と候

候と云々禪信念大休宗師より日中入洛る

文永七年正月二日安藤義宣社光上

同日廿七日少室陸奥守時茂之波羅母て卒是は

重時次男より十七歳よりと立寄し今年二十歳
四月廿日東寺塔にお上

同日廿七日向江原の汝法を以てみ方北川[○]を始する
十二月將軍惟康從二位[○]叙し左中納言任し源朝下
の姓をたまふ

同年大元より諸良[○]を言養へし一は使者を日本
へ必[○]後一[○]辱せし一[○]を[○]通[○]をよ[○]そ[○]又[○]別[○]大[○]納[○]之[○]人
に兵を招き海をこし陸をとりし使者を日本より帰來
すてお侍り其礼節をえよとふ

文永八年二月惟康尾津權守を兼し侍

同年六月大元は曹人[○]并に其[○]中[○]に[○]ハ[○]比[○]比[○]番[○]人
あさし遣りてをきりて大元は使者を以て月日と
かきしりて遣るをもよき事とせしはあまのりてお
多し軍兵をみけし事内をいさんといふ大元の王を
許容と九月王の王冠をすけ急ぎ遣りて
信く大元の勅使訪節弼を送り日本へ渡りしれども
日本より其甚色難く活に申しといふ者を大元の王は
大元は悦び活に申すもてありりや久しと
同年八月許定と寛元より康元まで乃成敗なる三
代將軍二位家の成敗と推して改へし次は經時時頼

二代乃政也

同年十月時宗はひくひく如常たるを監戒を命
知し之の時義は代りて古波羅北方に居りて其
因西本誓園にたのむる義時より孫を武義
守長時とす也 時十
九歳

文永九年正月五日惟康從二位を中納言に
同年時宗は兄如常式部丞時輔古波羅南方に居
けり常く時宗より守りて之を統る家務を継ぎ
をいふ時義乃志あり謙倉より是日意れものあり
忽ち之れ二月十日如常をいふ時義は法入道

見西寺謙倉より海よりぬ同日十日謙倉より
北条義家より下知して時義は式部卿として討せぬ
又中納言中納言隆正の時輔と曰ふよりして其時
られぬ如常長時より去登り奥に誓居るとありて
外日影多く元より是を謙倉より二月終初より
此より上と是より時義威勢活さるんあり

同年二月十七日後醍醐院崩去り時義は此院より
西人より時義の故深草院と申す時義は此乃高今飛
山院也後醍醐院の時義より去りて其より後の後醍
醐の世流者より帝位に統るをより其時義より世

此人を志す... 大元の強弱を伺ふ豫め入
たる意態を以てし... 推察し... 年月を起しすと
差同まると依りて大元此王とまみゆる事ありと又
此時多番王より日知人中多あな事ありて大元へ
とて通すものもむり中ありとある事あり

文永十年五月... 義政物権加列是... 十月廿日
裏お上

同年大元此... 頼朝此... 幕府
より海防

文永十二年正月... 二月十七日... 大船二百艘... 五千人を以て... 日知人押せ... 軍法乱る... 所々濫防... 今午年七月... 後多治建治... なる事唐人... 幕府... 是を改め

此に但中へ入る事難金(送)大元より申事
しる日申事なり

同年十二月小室時國上流古波屋に申事居る是日
お預り時居る事也

建治二年四月十五日大元使者長子室津浦より

八月仲比新使國車(古)より九月七日口より首城

別らる十二月小室義宗古波屋を出る事申事

建治二年日中比商人量今城より大元へ後子後を

と求れし大元許容し

四月小室義政執権加判城辞し刺髪五月日先

時より信長城回し任事是より一時多一判して

十二月小室義宗為監時國上流古波屋に申事居る

此有誤也 既見前年

弘安元年正月小室義宗申事村入流古波屋の事也

居る改村事也

五月十二日吉神傳入流十五日帰在

同十月内裏申上

建長寺岡山道隆死す大足孫作と溢る日本より

師馬也始也

弘安二年正月惟康三位の叙也

五月八日神輿入江幸に津丸船神輿入江志らくる
て皆帰社

同年時多使を大元へせし一孫傳乃名ある也を拒て時
列大守方あり征元と日中(後)と

弘安二年二月日中にて大元使者在世志を殺む是に
よりて大元はたる竹部供養兵ある人自海渡し日中を
奪んとせしむ五月大元の王危文虎とてる位を古て日中
を討てしむと隆俊一花園(船)とて軍勢よりひ
あつむ日中へむけし風吹するよりて隆俊より中
を奪し故多し軍勢を奪還へせし月四日又多勢

とて隆俊も同年二月大元の長者古あり

弘安四年二月大元は阿刺罕范文虎竹部法軍兵皆人を
とく大元とて十万人に軍兵をひまひく日中をせしむ
大元人いしむと中時大元の王元八日中より使をきく
たを我も又使者をかく日中我使者をそめて使を
今日人を治るを他國とてるは甚るはとてむし
大元より下姓をこゝろしたるひ國とてるも何せん
るは日中人心をやう多能はるし中ありく村
りるあれ日中人甚てもこれひ向言とてるありは
日中を討てしむと隆俊とてるは物りるしれ

このころまで至糧ありしを三日あひいにこのころす
法人お徳一強百戸といふ老を押し立ちたりしを伐
船をつくりあらんとも七日分本此兵毒事て攻戦所
元此兵あつてこれくあつたの二三百人皆生捕と放
八角鴉といふ鴉にて毒く切殺さるけ夜法立ち舟使
人各もあつてこれよ法合個さるあつた皆死軍士
千回一人不事逃帰る其後莫青といふ五万五
千もの二人又逃るあつた十万人の月あつたこれけ
二人中世二日中八時あつた八時あつたあつた
船を敗り溺れし中あつたあつたあつたあつたあつた

中国乃勢を得し一海軍の部しむ休海の事あり
時毎は海軍の部しむ海軍の部しむ海軍の部しむ
負傷の州へ海軍の部しむ見合しむ海軍の部しむ
帰る事あり

同年下総守頼絶政所執事となる
同年鎌倉より北条義時亮とて北条義時とて依後
國へ流るる時房とて流るる
同年大元此神傳祖元神了日中(刻意)一鎌倉へ
事て時房とて流るる

同年十月春日神木并去野鹿王権現入洛時年十二
月餘在

弘安五年時家因之也と建立し祖元此用之と祖元
仙母福師し事也

八月少事時村武藏守に任じ

弘安七年二月少事業時執持加列重時五男也信濃判
官行忠政を執交し福し信濃時連門江本執事と
なり

今年正月日吉に神輿入洛し十月餘在

弘安七年四月四日時家病ありて判鑿を信濃道果

同日西刻逝去年二十に實光と号すと執權治世二
十一年

少事自時六時家より也十に歳して父建隆をついで推
康為守是執持をちる丸馬槍に任じらる時又故守多
院の弘安七年に自時の孫に父城陸奥守春盛と云者
あり頼朝乃時家の中盛長と名存也盛長より少盛
姓自時女に任じらる其子義章其子春盛お陸奥
に城女に任じ春盛の時家より留置るにありて陸奥守
任して其勢ひ有とありゆるとありし自時ゆかり
に春盛活威故振ふ

同年六月、本年時國軍勅めて悪逆をあたすにうけて
護食のふひちして乃陸國(院)飛(遊)又王を教
今年大元よりきて大元の人を以て日中世せんす
則使若つうの(多)番王を(出)か(勢)を(と)こ
まやる時大元は昂吉兒を以て奉す(一)は
日本は御まつ(貴)多く民はれ(一)軍陣(や
め)の(一)ま(星)より(各)津(一)て日中(一)律(一)
やま(一)信(一)つ(一)日中(一)神(一)を(一)む(一)一(一)
王積善といふを使若(一)如(一)智(一)を(一)河(一)を(一)お(一)人
日中(一)了(一)も(一)同(一)船(一)乃(一)中(一)日(一)中(一)き(一)こ(一)も(一)を(一)獲(一)も(一)れ
あ(一)る(一)案(一)の(一)筆(一)を(一)巧(一)て(一)王(一)積(一)善(一)を(一)さ(一)一(一)教(一)一(一)れ(一)お(一)信
若(一)と(一)も(一)れ(一)日(一)中(一)き(一)こ(一)も(一)を(一)

弘安八年正月將軍家振信元とむらうを之
四月十八日貞時相換守を任す
城來盛活りひまに孫をけし貞時乃内官願すは爲尉
頼經といふ名の是を控置此のあつたれと
孫を(一)つ(一)ゆ(一)く(一)も(一)る(一)る(一)泰(一)盛(一)を(一)む(一)れ(一)る(一)次(一)御(一)係
る(一)泰(一)盛(一)頼(一)經(一)中(一)也(一)一(一)て(一)こ(一)る(一)失(一)り(一)ん(一)と(一)も(一)若(一)程
る(一)れ(一)洗(一)三(一)故(一)成(一)祀(一)泰(一)盛(一)嫡(一)曾(一)城(一)秋(一)田(一)城(一)女(一)子(一)事(一)と
中(一)ける(一)孫(一)乃(一)極(一)や(一)若(一)社(一)父(一)孫(一)盛(一)六(一)色(一)右(一)大(一)將

伏見西へ移す所の事也

正徳元年少将兼丹波守方より北乃守と稱す

少将盛房も方より盛房丹波守と任ぜり

正徳二年六月少将室河陸奥守と任ぜり

八月十日鶴尾放中守の軍惟康親王を討つ

同年九月隠倉陸奥守ありて自給ふらうひよ

ての軍惟康親王三十七歳ありて倭と上流ありて陸奥國の

武士と綱代乃壘とよきて親王とさうさへはこれきてお門

隠倉中の人をけきあられきて親王のまゝに隠され

ありてありしり壘とさうさへはこれきてお門のもの

二つひの事らもこつひありしりみさうりてかゝるまひ

はらとせん

貞治年於縁等うはらひて於縁三男於縁判官也

七人を京師へせし後深草院より二皇子久明親王也

隠倉へ連中もんと奉圖をもてよりて十月三日久明

親王元服九日御妻方の軍に任し一正式の御親王也

嘉十日七波府より首達を惟康上流に討つ乃陸奥守也

執ハ不を成して道を改て下向する隠倉へ居たり

沙羅十七去り初評定ありし惟康親王乃長女とす

甚不とす惟康の任をり親王不を毀て初御殿哉

造り久の親をすくめてまつ

十二月十日 徳倉多光寺を上

正徳三年三月甲斐小笠原一能又淺原八幡頼
こふ共あり強ち大カ也いれし法を九悪黨狼
籍をすくもいりて何まると是は公次討揚る
わくし志ありる(きら法也)福くま逐ふ計し
依くお申日内裏へ参りて意慮あり能くを其系
武士も責りしハ為頼又る暇をゆり其時出さるる
強又方改吉原淨頼とさるる奇怪なる也二重室お
中お東盛其る侍従公久回急のきこあるなり

之波屋へ下捕色又子共、徳倉へ下向

九月評定康元年戦字より弘安七年より至るまで此成敗乃
るが改め沙汰さるる乃のまじり

時頼時宗の改也

山城守弘良改系の徳倉へ

同年十一月は中野時捕く次男ひそる浦物頼を討て
豫該の旨ある中同る旨搦捕て首城列らる

同年自身時告知して法園造化依理并振返役五節借お
料地以得命をひく是城をへ一五種ありつるを禁制
を又人を責りたる月を禁制を

即ち師時が時頼に治し武蔵守小室時村を師時の
孫に加列せしむ九月小室宗時刺殺時村の孫大馬
孫時色貞時乃塔めん時時と志しきよりして
時村を時時と基むつま

乾元二年二月小室宗宗東より鎌倉台ゆり小室
貞形其母より上洛

三月貞時伊豆赤松より上洛

九月十宮貞時最勝園の戦にて信忠を源義隆に
導陣より為軍久明を誘ふ嘉元元年貞時の子高
時誕生

七月小室時宗の自刺殺以後沖ておる

十月小室基時より上白

十一月小室時宗上洛基時時也

同年時村を襲撃す又任す

嘉元二年七月小室宗宗此方貞時越後守と任す

嘉元三年春時宗乃孫小室孫の書宗方宗の其従弟

時時と任すこれよりと憤りて彼を討むすこれ

是も時時と時村と合體し時村宗老よりよりて

人皆ねんを是よりよりて宗方先人をかこひ四月

二十二日夜討入り時村を殺す年七十也此也

あつれきまゝ自時いりて少重隆奥守宗室字教
官自綱をせしめて宗方を傳せしむる其目録和書七甲
彦明以下十人皆首を刎らるる自時則宗宣城時時
を遠く後指か刺しむ是は時彦の孫也

自時自時乃能老上

徳治元年二月廿日自時新造比佐人移延母八日
許定抄あり

上月延野老上

徳治二年八月廿日古波羅乃時能卒也

十二月少重自房上時能の弟也十二月廿日神本入治

延慶元年八月廿七日延二年院為清花園院即位是
後伏見院の時也

同年七月自時は久しひて為宗久明親王上は八月
廿七日久明の時宗守邦親王七歳に成るるを元服す
め鎌倉よりして征夷大將軍と爲て廿七日守邦御
時時々佐の切替

守邦の親王比娘あり

○延慶二年、條院又

延慶二年四月少重越後守自時東より下向して
月又上向して古波羅より居るを我時古代の孫也
十月山内神樂のりよりりて秋田城自時長たを

為監使節りて上洛

十一月十八日七波府少の方小室自房卒二十七歳北
条源正少弼時教其代りて上洛

應長元年九月廿日小室師時評定乃彦るおるく
俄病おりて廿二日卒と歳二十七

十月廿七日貞時逝去歳甲午最勝多ると号
世二十八年

貞時家督たるに父時借より九歳を以て小室字室と
小室巡時其代りて執權連判長倫入道多虎を
内官順りて多時を置秋田城女時於て同貞時の

世を治るるに父時を以ててう園長平丸を頼経
頼光綱多時於て泰盛を以て頼経を頼経

正和元年五月小室字室判長一十月十二日又卒去
よりりて巡時一判りて政を以て治る

正和二年三月廿二日后光与老上
八月日去神人之七波府勢之合戦

正和二年三月表旨市未入洛
七月廿九日評定曰引分此人執請久を古より

十一月小室の貞時七波府より
後金へ能代人全はの

文庫を造て和漢比文書を多くあつし

正和四年七月十八日小倉基時卒之小倉基時令以自殿

物持也判 九月小倉維良上洛南之波羅乃居之

字宣々子也

正和五年三月十日在歳中て守邦為軍比物持也感七月

十日中々評乞乃彦入出

十月小倉基時物權を辞退

文保元年三月十日高時相換守之任也時之十六歳

物持の急を以てお急を以て之表時以事比法制之

よりて治るる事らう故急を以て守りきと信事持也

秋田城女時取とお法一少形評定も累あり年月哉

送アリ

文保二年花園院位をゆつたおひと後宮多治乃清

子法醍醐乙皇即位一も

元應元年四月高時物持を更任也

元應二年五月小倉波羅乃討殺也

元亨元年十二月常華孫何守範自を小倉波羅

也

長徳入道多治也老を依て子息新皇尉之旨了

被官願破を懐る資送威を振るよりて天下

皆是をなげし

元亨二年五月奥州安房守同日奉命出陣乃る
ついで長御多賀ありり賄賂を乞ふ其下知悉るに
よりてあ人共謀叛を謀るる討手とせせ共捕り
あつたは是兼久等百七人許す如き家の下を背く
ゆへに本指津海邊に馬尉純任團右衛門目大和國の越
知多事なりし共古波野乃古志を背く事此れを故
院御元重鎌倉元人とて古口より其の法多事
活潑りて多時をもちひうとるよと多時も酒色を耽
りて故ありくあり事奉同奉日月法多事

政變とあるは後醍醐(山海)ありて大覚寺(山陰)あり
へきより鎌倉(山)お法を敷く意に任ぜしるべきなり
あつて中同奉九月西園寺お國言兼亮(山)なり
初より法をめぐりて同奉改勢の法に七七日停之
元亨三年日野寧守お資朝輔使りて宮中下向
元亨元年七月法多事法多事乃由法多事ありて
國系乃法多事日停之
八月南土波野(山)惟自鎌倉(山)なる
九月法多事頼貞多法尼子長盛の勅命を承りて武家
を滅ししき法多事乃れし水之波野(山)自兵をせりて

打撃も甚なりハ古平記ニ詳也

十一月令氏自時上流ある所羅ノ居も自取ノ子也

古平記ニハ龍貞一人ニモあ亡波野を義とあり

貞為上流乃るハ別記ニモ

平二年五月日野中綱之資朝右少兵衛基を捕

獲食ノ少ひテ帝乃密降を為向大綱之室房執使

テ種念ノ事告文を言付ニ行る是ニ依テ資朝位

後ハ流され後基ハ飯取

此子詳又古平記ニあり

平二年七月福僧陳石種念より平内乙竜古岡山夏完

國師是し

嘉暦元年二月十二日高時病氣ニ依テ判装成二十

日法名山宗範号ヲ執権名代ニ才在事又奉家ヲ護

寸長徳多資回ヨリ奉家情アテ判装成を法名

惠性ニ云ハ此子也 執権加判ニテ今氏自能判

装成也是ハ自取ノ多資と回ノ多也と奉家也自

取と討んとするよりして

三月廿六日少平守時少平維自執権連判

嘉暦二年二月兵福寺光上

同年三月伊豆築根多治

同年大元より猶僧徒擧事して建康より往き

同年十月如常維貞卒す

元徳二年五月如常茂時持槍加列巡討、子也古波野
此花貞より高麗文親中の傳を擧ぐ種舎へ送る帝
の傳よりして種舎を調伏せしむる傳より古波野なる
是よりりて佐渡へいひ毒をて殺して壬午紀の詳も同様
此花也傳より高麗文親中此傳よりりて今も伝の事の時思
也傳よりりて高麗文親中此傳よりりて今も伝の事の時思
この時思は高麗文親中此傳よりりて今も伝の事の時思
於奥州へありし其日新記等伝傳せしむる如く種舎改り

妻へく君は此礼も礼よりりて天下皆道背也なり
後醍醐天皇此沙密法海をむる人多きよりりて元弘
元年八月帝都をわく笠置山へ移幸ありしに高麗
日海大の礼よりりて高麗文親中此傳よりりて今も伝の事の時思
なり古平記の詳也

忠勝小濱城主
酒井氏之祖

大一新意 若狭少將忠勝朝臣の御墓に呈之

命元
需元

慶安四年丁卯正月

已丑九月十四日一過讀文字疑者
朱書於傍以俟後賢原在埭氏不
疑

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

